

自動車の保有関係手続に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口での申請手続きの3月末への集中を回避するため、総務省からの通知に基づき、令和5年度の自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)について、下記の登録(届出)に係る税申告に関しては、3月中に登録(届出)の根拠となる事由が発生し、かつ当該事由の発生から15日以内に登録(届出)手続きがなされたものであることが確認できた場合、当該税申告が4月以降であっても3月中に行われたものとして取り扱うこととします。ご理解とご協力をお願いします。

\* 軽自動車は二輪を除きます。

## 申告が4月以降であっても3月中に行われたものとして取り扱う対象となる登録手続は次の3項目です

### ① 永久抹消登録

解体報告記録日が  
令和5年3月17日～31日

かつ

解体報告記録日から  
15日以内に登録をした

### ② 移転登録及び一時抹消登録を同時に行う場合

譲渡年月日が  
令和5年3月17日～31日

かつ

譲渡年月日から  
15日以内に登録をした

### ③ 移転登録及び輸出抹消仮登録を同時に行う場合

譲渡年月日が  
令和5年3月17日～31日

かつ

譲渡年月日から  
15日以内に登録をした

対象とならない手続き

・単純な一時抹消 ・移転登録のみ 等